

第2回道路占用料制度に関する調査検討会 議事概要

日 時： 平成18年12月19日（木）13：30～

出席者： 山内弘隆委員長、内海正彰委員、新藤延昭委員、月山将委員、林部史明委員、松尾弘委員、望月正善委員（代理）

代理出席の委員は（代理）と表記

- 事務局より、占用許可や占用権原の法的性質について説明。各委員からの主な意見は以下のとおり。
 - ・ 私法上の土地使用の権原としては賃貸借や地上権などがあるが、使用料については、権原の内容に見合うように形成される。
 - ・ 公公用物の占用許可に基づく占用の場合、私権の設定ではないが、占用許可という権原に基づく使用であるので、占用料についても、その許可の内容に見合う使用の収益の対価という側面を基本にして、さらに、大量処理の必要性などを踏まえつつ考えていくことができるのではないか。
- 事務局より、道路占用料算出のための使用料率調査について説明。各委員からの主な意見は以下のとおり。
 - ・ 地価公示地から調査地点を選定した場合、期待収益が大きい地域に偏るのではないか。
 - ・ 駐車場をモデルとする場合、土地所有者が駐車場にした動機などによって賃料に差が出てくるのではないか。
 - ・ 地価公示地の商業地については地方ではそれほど数が多くないところもあるが、少数の中での真ん中の地点に代表性があると言えるのか。
- 事務局より、所在地区分について説明。各委員からの主な意見は以下のとおり。
 - ・ 東京23区を独立した区分とした場合には、23区が高くなるのか、それとも、23区は現状程度で他の甲地が少し低くなるというイメージなのか。
 - ・ 民地に電柱等を設置する場合の賃料の算出方法として、道路占用料を参考にする方法以外にどのようなものがあるのか。
 - ・ 今後の市町村合併などによる影響を軽減するため激変緩和措置が考えられるが、既に合併した地域への対応の実態との整合性を考えるべきである。
- （社）日本ガス協会、NTT、電気事業連合会から占用料制度に関する要望内容が資料に基づき説明された。